

花巻市立大迫中学校「学校いじめ防止基本方針」(抜粋)

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命及び心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校ではすべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにいじめが心身に及ぼす影響、その他の問題に関する生徒の理解を深めることを旨としていじめの防止等のための対策を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているもの

をいう。

3 いじめの禁止

いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。

II いじめの未然防止のための取組

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。(いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり)
- (2) 学級が学校生活の基盤であり、7月にQ-Uアンケートを実施し、分析・活用及び情報共有を行い、いじめの早期発見に努める。
- (3) 保護者や地域住民、関係機関との連携を図り、いじめの防止について生徒が自主的・主体的に行う活動に対して支援を行う。
- (4) 生徒指導主事を中心に、いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として道徳や学級活動等の時間を利用し、年2回(6月、2月)の「いじめ防止キャンペーン」を展開する。また生徒会担当と連携し、6月1日を「いじめ防止を考える日」として生徒会活動を中心にいじめ防止の広報活動等を行う。

III いじめの早期発見の在り方

- 1 日常の情報を共有するとともに、全職員での方針の共通理解を図る。
- 2 いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的(6月、12月、9月心と体のアンケート)なアンケート調査を実施するとともに、教育相談(担任との面談、スクールカウンセラーとの全員面談)等、その他の必要な措置を講ずる。
- 3 いじめの調査実施後、担任等との面談を速やかに実施する(生活記録ノート)。
- 4 けんかやふざけあいであっても、生徒の感じる被害性に着目し、背景を見極めた上でいじめか否かを判断する。またその判断は個人ではなく、直ちに当該組織に報告・相談し、組織的に対応する
- 4 チャイルドライン(0120-99-7777)や岩手県いじめ相談窓口(019-623-7830)などの外部の相談受付を周知する。
教育相談担当を中心にスクールカウンセラーを活用するとともに、学級担任が常に相談窓口となり情報の収集に努める。
- 5 外部からの通報については副校長を窓口とし、受付・報告を行う。

IV いじめに対する措置

1 いじめに対する学校としての措置

- (1) いじめに係る情報があった場合は、速やかに事実関係の有無の確認を行い、生徒指導主事に報告する。校長は「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- (2) いじめの事実が確認された場合はいじめをやめさせ、その再発を防止するため、指導の体制・対応の方針を「いじめ防止対策委員会」で決定し、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

2 ネットいじめへの対応

- (1) インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、必要な啓発活動として外部講師を招き携帯電話やインターネット等の情報モラルについて学習する。
- (2) ネット上のいじめは、学校内だけでは解決できないこともあるため、必要に応じて警察等の関係機関と連携して対処する。